

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
22	障害者支援関係事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

垂水市は、障害者支援関係事務における特定個人情報ファイルの取り扱いについて、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

垂水市長

公表日

令和7年2月19日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	障害者支援関係事務
②事務の概要	<p>・児童福祉法、身体障害者福祉法、精神保健及び精神障害者に関する法律、知的障害者福祉法及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき、身体等に障害を持つ方を支援するために以下の事務を行う。</p> <p>・特定個人情報ファイルは、次の事務に使用している。</p> <ul style="list-style-type: none">①障害児通所給付費等の支給に関する事務②身体障害者福祉法に基づく障害福祉サービス提供の措置の実施に関する事務③精神障害者保健福祉手帳の申請・交付に関する事務④知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置に関する事務⑤介護給付費、訓練等給付費、計画相談支援費、補装具費、更生医療及び育成医療、精神通院医療、日常生活用具等の地域生活支援事業の給付に関する事務
③システムの名称	障害福祉管理システム 統合宛名システム 中間サーバー・ソフトウェア
2. 特定個人情報ファイル名	
障害福祉管理システム 宛名情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表21、51の項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第12条及び第25条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 (情報照会の根拠) 14、15、37、75、92、93、144、145、146の項 (情報提供の根拠) 11、15、20、37、42、75、80、144、155、161の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉課
②所属長の役職名	福祉課長
6. 他の評価実施機関	

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務課 〒891-2192 鹿児島県垂水市上町114 0994-32-1111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	福祉課 〒891-2192 鹿児島県垂水市上町114 0994-32-1111
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人未満(任意実施)] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年1月24日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年1月24日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)[]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去	
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない	
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
判断の根拠	<p>マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、身障手帳関係事務では、上記のほか、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請書に記載された個人番号及び本人情報のデータベースへの入力 ・特定個人情報の記載がある申請書等(USBメモリを含む。)の保管 ・個人番号及び本人情報が記載された申請書の廃棄
9. 監査	
実施の有無	<p>[<input checked="" type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査</p>
10. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	<p>[十分に行っている]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れて行っている</p> <p>2) 十分に行っている</p> <p>3) 十分に行っていない</p>
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<p>[3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策</p> <p>2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策</p> <p>3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策</p> <p>4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策</p> <p>5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)</p> <p>6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策</p> <p>7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策</p> <p>8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策</p> <p>9) 従業者に対する教育・啓発</p>
当該対策は十分か【再掲】	<p>[十分である]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
判断の根拠	<p>システムへのアクセスが可能な職員は、ICカードとパスワードによる認証によって限定しており、アクセス可能な職員は人事異動の都度更新し、アクセス権限の適切な管理を行っている。これらの対策を講じていることから、権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。</p>

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年10月1日	対象人数 いつ時点の計数か	平成28年9月1日 時点	平成29年10月1日 時点	事後	
平成29年10月1日	取扱者数 いつ時点の計数か	平成28年9月1日 時点	平成29年10月1日 時点	事後	
平成30年1月9日	I 1 ②事務の概要	<p>・児童福祉法、身体障害者福祉法、精神保健及び精神障害者に関する法律、知的障害者福祉法、特別児童扶養手当等の支給に関する法律及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき、身体等に障害を持つ方を支援するために以下の事務を行う。</p> <p>・特定個人情報ファイルは、次の事務に使用している。</p> <p>①障害児通所給付費等の支給に関する事務 ②身体障害者手帳の申請・交付に関する事務 ③身体障害者福祉法に基づく障害福祉サービス提供の措置の実施に関する事務 ④精神障害者保健福祉手帳の申請・交付に関する事務 ⑤知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置に関する事務 ⑥特別児童扶養手当の支給の申請に関する事務 ⑦障害児福祉手当若しくは特別障害者手当等の支給に関する事務 ⑧介護給付費、訓練等給付費、計画相談支援費、補装具費、更生医療及び育成医療、精神通院医療、日常生活用具等の地域生活支援事業の給付に関する事務</p>	<p>・児童福祉法、身体障害者福祉法、精神保健及び精神障害者に関する法律、知的障害者福祉法及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき、身体等に障害を持つ方を支援するために以下の事務を行う。</p> <p>・特定個人情報ファイルは、次の事務に使用している。</p> <p>①障害児通所給付費等の支給に関する事務 ②身体障害者手帳の申請・交付に関する事務 ③身体障害者福祉法に基づく障害福祉サービス提供の措置の実施に関する事務 ④精神障害者保健福祉手帳の申請・交付に関する事務 ⑤知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置に関する事務 ⑥介護給付費、訓練等給付費、計画相談支援費、補装具費、更生医療及び育成医療、精神通院医療、日常生活用具等の地域生活支援事業の給付に関する事務</p>	事後	
平成30年1月9日	I 3. 個人番号の利用	番号法第9条第1項、別表第一 第8,11,12,14,34,46,47,84の項	番号法第9条第1項、別表第一 第8,11,12,14,34,84の項	事後	
平成30年1月9日	I 4 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号、別表第二の10,11,12,16,19,20,25,26,27,28,30,31,53,54,55,56の2,57,66,67,68,69,79,85,87,106,108,109,110,116の項	番号法第19条第7号、別表第二の10,11,12,16,20,25,26,27,28,31,53,54,55,56の2,57,79,106,108,109,110,116の項	事後	
平成30年1月9日	II 1 いつ時点の計数か	平成29年10月1日 時点	平成30年1月4日 時点	事後	
平成30年1月9日	II 2 いつ時点の計数か	平成29年10月1日 時点	平成30年1月4日 時点	事後	
平成30年4月1日	I 5 ②所属長	福祉課長 保久上 光昭	福祉課長 榎園 雅司	事後	
平成30年4月1日	II 1 いつ時点の計数か	平成30年1月4日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	
平成30年4月1日	II 2 いつ時点の計数か	平成30年1月4日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	
平成31年4月1日	I 1 ②事務の概要	<p>・児童福祉法、身体障害者福祉法、精神保健及び精神障害者に関する法律、知的障害者福祉法及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき、身体等に障害を持つ方を支援するために以下の事務を行う。</p> <p>・特定個人情報ファイルは、次の事務に使用している。</p> <p>①障害児通所給付費等の支給に関する事務 ②身体障害者手帳の申請・交付に関する事務 ③身体障害者福祉法に基づく障害福祉サービス提供の措置の実施に関する事務 ④精神障害者保健福祉手帳の申請・交付に関する事務 ⑤知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置に関する事務 ⑥介護給付費、訓練等給付費、計画相談支援費、補装具費、更生医療及び育成医療、精神通院医療、日常生活用具等の地域生活支援事業の給付に関する事務</p>	<p>・児童福祉法、身体障害者福祉法、精神保健及び精神障害者に関する法律、知的障害者福祉法及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき、身体等に障害を持つ方を支援するために以下の事務を行う。</p> <p>・特定個人情報ファイルは、次の事務に使用している。</p> <p>①障害児通所給付費等の支給に関する事務 ②身体障害者福祉法に基づく障害福祉サービス提供の措置の実施に関する事務 ③精神障害者保健福祉手帳の申請・交付に関する事務 ④知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置に関する事務 ⑤介護給付費、訓練等給付費、計画相談支援費、補装具費、更生医療及び育成医療、精神通院医療、日常生活用具等の地域生活支援事業の給付に関する事務</p>	事後	
平成31年4月1日	I 3 法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第一 第8,11,12,14,34,84の項	番号法第9条第1項、別表第一(8,12,14,34,84の項)	事後	
平成31年4月1日	I 4 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号、別表第二の10,11,12,16,20,25,26,27,28,31,53,54,55,56の2,57,79,106,108,109,110,116の項	番号法第19条第7号、別表第二(8,10,11,12,14,16,20,25,26,27,28,31,53,54,55,56の2,57,79,85の2,87,106,108,109,110,116の項)	事後	
平成31年4月1日	I 5 ②所属長の役職名	福祉課長 榎園 雅司	福祉課長	事後	
平成31年4月1日	II 1 いつ時点の計数か	平成30年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
平成31年4月1日	II 2 いつ時点の計数か	平成30年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
平成31年4月1日	IV リスク対策	—	別紙評価書のとおり	事後	様式改正に伴う追加
令和1年12月1日	II 1 いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和1年12月1日 時点	事後	特定個人情報保護評価の再実施
令和1年12月1日	II 2 いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和1年12月1日 時点	事後	特定個人情報保護評価の再実施
令和2年12月1日	II 1 いつ時点の計数か	令和1年12月1日 時点	令和2年12月1日 時点	事後	特定個人情報保護評価の見直し
令和2年12月1日	II 2 いつ時点の計数か	令和1年12月1日 時点	令和2年12月1日 時点	事後	特定個人情報保護評価の見直し
令和3年12月1日	I 4 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号、別表第二(8,10,11,12,14,16,20,25,26,27,28,31,53,54,55,56の2,57,79,85の2,87,106,108,109,110,116の項)	番号法第19条第8号、別表第二(8,10,11,12,14,16,20,25,26,27,28,31,53,54,55,56の2,57,79,85の2,87,106,108,109,110,116の項)	事後	特定個人情報保護評価の見直し
令和3年12月1日	II 1 いつ時点の計数か	令和2年12月1日 時点	令和3年12月1日 時点	事後	特定個人情報保護評価の見直し
令和3年12月1日	II 2 いつ時点の計数か	令和2年12月1日 時点	令和3年12月1日 時点	事後	特定個人情報保護評価の見直し
令和4年12月1日	II 1 いつ時点の計数か	令和3年12月1日 時点	令和4年12月1日 時点	事後	特定個人情報保護評価の見直し
令和4年12月1日	II 2 いつ時点の計数か	令和3年12月1日 時点	令和4年12月1日 時点	事後	特定個人情報保護評価の見直し
令和5年12月1日	II 1 いつ時点の計数か	令和4年12月1日 時点	令和5年12月1日 時点	事後	特定個人情報保護評価の見直し

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年12月1日	II 2 いつ時点の計数か	令和4年12月1日 時点	令和5年12月1日 時点	事後	特定個人情報保護評価の見直し
令和7年1月24日	I 3 法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第一(8,12,14,34,84の項)	番号法第9条第1項 別表21、51の項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める 命令第12条及び第25条	事後	法改正に伴う修正
令和7年1月24日	I 4 ②法令上の根拠	番号法第19条第8号、別表第二 (8,10,11,12,14,16,20,25,26,27,28,31,53,54,55,56 の2,57,79,85の2,87,106,108,109,110,116の項)	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 (情報照会の根拠) 14、15、37、75、92、93、144、145、146の項 (情報提供の根拠) 11、15、20、37、42、75、80、144、155、161の項	事後	法改正に伴う修正
令和7年1月24日	II 1 いつ時点の計数か	令和5年12月1日 時点	令和7年1月24日 時点	事後	
令和7年1月24日	II 2 いつ時点の計数か	令和5年12月1日 時点	令和7年1月24日 時点	事後	
令和7年1月24日	IV 8 人手を介在させる作業	-	十分である	事後	様式改正に伴う追加
令和7年1月24日	IV 8 人手を介在させる作業 (判断根拠)	-	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、身障手帳関係事務では、上記のほか、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・申請書に記載された個人番号及び本人情報のデータベースへの入力 ・特定個人情報の記載がある申請書等(USBメモリを含む。)の保管 ・個人番号及び本人情報が記載された申請書の廃棄	事後	様式改正に伴う追加
令和7年1月24日	IV 11 最も優先度が高いと考えられる対策	-	3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策	事後	様式改正に伴う追加
令和7年1月24日	IV 11 最も優先度が高いと考えられる対策	-	十分である	事後	様式改正に伴う追加
令和7年1月24日	IV 11 最も優先度が高いと考えられる対策(判断根拠)	-	システムへのアクセスが可能な職員は、ICカードとパスワードによる認証によって限定しており、アクセス可能な職員は人事異動の都度更新し、アクセス権限の適切な管理を行っている。これらの対策を講じていることから、権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	事後	様式改正に伴う追加